

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日と  
あたる日  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険医療機関の指定  
保険薬剤師の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの

救急病院の認定

定期種畜検査の実施

種畜証明書の有効期間の延長

◇ 教委告示 救育委員会の招集

◇ 内水面漁場管理委告示 昭和六十一年度内水面第五種共同漁業権者に係る増殖目標量

## 告 示

### 鳥取県告示第四百二十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上 田 病 院	鳥取市西町一丁目四五一	昭和六十一年四月十三日
坂 本 医 院	鳥取市元町二七二	昭和六十一年四月一日
山 本 外 科 医 院	鳥取市末広温泉町一二五	〃
山 藤 医 院	鳥取市大槻町一七	〃
石 井 内 科 医 院	鳥取市布勢字河徳三三二一四	昭和六十一年四月三日
富 永 眼 科 医 院	米子市富士見町二丁目一七二	昭和六十一年四月一日
南 家 医 院	境港市渡町一四八〇	昭和六十一年四月七日
ノ ヅ 医 院	岩美郡国府町宮ノ下二七八	昭和六十一年四月十日

荻原 医院	八頭郡河原町大字長瀬七四一	昭和六十一年四月二日
瀬川 医院	八頭郡船岡町大字船岡五八五 一	昭和六十一年四月一日
岸 医 院	八頭郡河原町大字河原八	"
浜村診療所	気高郡気高町大字勝見六六〇 一二	"
中本内科医院	○東伯郡東伯町大字八橋一七四	"
日南町国民健康 保険日南病院	日野郡日南町生山五一一一七	"
江尾診療所	日野郡江府町大字小江尾一九 四四一	"
坂根歯科医院	米子市皆生一八八九	"
山中歯科医院	倉吉市東巖城町一七〇	"
荒金齒科診療所	日野郡日南町生山一五〇	"
井上皮膚科クリ ニック	米子市茶町二七	昭和六十一年四月十一日
潮 医 院	西伯郡会見町天万六三八	昭和六十一年四月一日
桑名齒科医院	倉吉市宮川町一七七	昭和六十一年四月四日
安 梅 医 院	東伯郡関金町大字大鳥居二一 六	昭和六十一年三月三日
上小鴨診療所	倉吉市福山一五三一	"
平林齒科医院	米子市桃町二丁目一二五	昭和六十一年四月一日

セントラル歯科	米子市上福原一二二一	"
日本齒科医院	米子市立町三丁目一〇〇	"
新納齒科医院	米子市角盤町四丁目一六一	"

鳥取県告示第四百二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
本池 卓子	鳥葉第五九四号	昭和六十一年四月八日
浅井 篤	鳥葉第五九五号	"
早田 真理子	鳥葉第五九六号	昭和六十一年四月九日

鳥取県告示第四百二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
安梅 医 院	東伯郡関金町大字大鳥居二一六	昭和六十一年三月三日
上小鴨診療所	倉吉市福山一五三一	〃
平林歯科医院	米子市桃町二丁目二二五	昭和六十一年四月一日
セントラル歯科	米子市上福原一二二一	〃
田本歯科医院	米子市立町三丁目一〇〇	〃
新納歯科医院	米子市角盤町四丁目一六一	〃

鳥取県告示第四百二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
安梅 医 院	東伯郡関金町大字大鳥居二一六	全国	昭和六十一年三月三日
上小鴨診療所	倉吉市福山一五三一	〃	〃
平林歯科医院	米子市桃町二丁目二二五	〃	昭和六十一年四月一日
セントラル歯科	米子市上福原一二二一	〃	〃
田本歯科医院	米子市立町三丁目一〇〇	〃	〃
新納歯科医院	米子市角盤町四丁目一六一	〃	〃

鳥取県告示第四百二十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の

規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中島 雅子	鳥国医第三、三六〇号	昭和六十一年三月二十二日
安達 由紀子	鳥国薬第五九三号	昭和六十一年三月二十九日

鳥取県告示第四百三十号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院であると認めため、同令第二条の規定により告示する。

昭和六十一年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称 所 在 地  
 日南町国民健康保険日南病院 日野郡日南町生山五一―七

鳥取県告示第四百三十一号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から昭和六十一年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
昭和六十一年五月二十七日 午前十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	乳用牛、肉用牛、豚及び馬
昭和六十一年五月二十七日 午後二時から	西伯郡名和町大字小竹 鳥取県経済農業協同組合連合会名和種豚場	"
昭和六十一年五月二十八日 午前十時から	東伯郡赤崎町大字出上 農林水産省鳥取種畜牧場	"
昭和六十一年五月二十八日 午後一時から	東伯郡赤崎町大字松谷 鳥取県畜産試験場	"
昭和六十一年五月二十九日 午前十時から	西伯郡西伯町大字北方 鳥取県中小家畜試験場	"

昭和六十一年 五月二十九日 午後二時から	西伯郡岸本町久古 西部家畜市場	
昭和六十一年 五月三十日午 前十時から	日野郡日野町根雨 旧根雨家畜市場	
		"
		"

鳥取県告示第四百三十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第六条第二項の規定に基づき、昭和六十一年度の定期種畜検査で交付した種畜証明書の有効期間を昭和六十一年度の定期種畜検査の日まで延長する旨の通知を受けたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年五月六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十一年五月七日（水）午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が昭和六十一年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月六日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 早 栗 操

第五号共	第四号共	第三号共	第二号共	第一号共	番号	免許	第五種共同漁業権者		増	殖	目	標	量
							漁業権者の名称	漁場					
東郷湖漁業協 同組合	湖山池漁業協 同組合	日野川水系漁 業協同組合	天神川水系漁 業協同組合	千代川水系漁 業協同組合			東郷湖	湖山池					
		七五〇	二〇〇	七五〇	(千尾)	あゆ							
		一〇	六	一〇	(千尾)	にじます							
		六〇	二〇	四〇	(千尾)	いわた							
		一〇	一〇	一〇	(千尾)	あまこ							
二五	六五	五〇	五	一〇	(千尾)	こい							
三〇	六〇				(千尾)	ふな							
一〇〇	八〇				(キログラム)	うなぎ							
一〇	三五				(千粒)	わかさぎ							
四〇〇	六〇〇				(平方メートル)	しらうお							
六〇〇	二、〇〇〇				(平方メートル)	えびの増							
六					(回)	いぼら							

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】